

## 公平性の宣言

当協会は、J A S法に基づく登録認定機関として公平で透明度の高い認定業務を提供することを重要な責務と認識しています。

このため、当協会はJ A S法令及び関連法規並びに国際的な規格に従って、公平性に対して影響を及ぼす利害関係を管理して、客観性のある認定業務を確実に行います。

## 財務及び債務について

当協会は、J A S法に基づく登録認定機関として安定的な運営に必要な経営資源をもち、かつ認定業務から発生する恐れのある債務に対して適切な賠償保険に加入しております。

平成28年6月21日

一般財団法人日本穀物検定協会

会 長 井 出 道 雄